

令和4年度

第4回倉浜衛生施設組合議会臨時会
会議録

令和4年11月26日

開会

令和4年11月26日

閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

議事日程第1号

令和4年11月26日(土)

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第8号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第4 議案第9号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件
(議事日程のとおり)

出席議員(14名)

1番 伊 禮 悟 議員	8番 屋 富 祖 功 議員
2番 上 地 崇 議員	9番 伊 佐 哲 雄 議員
3番 栄 野 比 和 光 議員	10番 棚 原 明 議員
4番 喜 友 名 秀 樹 議員	11番 又 吉 亮 議員
5番 桑 江 直 哉 議員	12番 宮 城 政 司 議員
6番 小 谷 良 博 議員	13番 高 安 克 成 議員
7番 町 田 裕 介 議員	14番 照 屋 正 治 議員

欠席議員なし

説明のため出席した者の職、氏名

管理者	桑江 朝千夫	総務課長	辺士名 俊明
副管理者	松川 正則	業務第二課長	町田 洋人
副管理者	渡久地 政志	総務課主幹	比嘉 敬文
事務局長	山城 満	総務課主幹	比嘉 洋
次長兼業務 第一課長	宮里 学		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長	大城 和佳	総務課主査	岡本 昂之
------	-------	-------	-------

○栄野比和光議長

おはようございます。倉浜衛生施設組合議会会議規則第10条第1項に、「日曜日及び休日は休会とする。」との規定がございます。

今回は、組合市町の三管理者日程等の関係から休日ではございますが、同規則第10条第3項の規定により、本臨時会を開会いたしたいと思っております。

本臨時会を開会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○栄野比和光議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

ただ今より、令和4年度第4回倉浜衛生施設組合議会(臨時会)を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全議員出席でございます。

定足数に達しております。会議は有効でございますので、本日の会議を開きます。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

桑江 管理者。

○桑江朝千夫管理者

おはようございます。

令和4年度第4回倉浜衛生施設組合議会臨時会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、11月初旬の第3回臨時会の開催から間もない日程にもかかわらず、日程をお繰り合わせいただき、ご出席を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。

さて、今臨時会に上程しております、案件は、「議案第8号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第9号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)」、の2件となっております。

案件の内容につきましては、事務局から、ご説明させていただきます。

どうぞ、慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○栄野比和光議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議

規則第70条の規定により、議長において上地崇議員、宮城政司議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月26日の1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○栄野比和光議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日11月26日の1日間と決定します。

日程第3、議案第8号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 満事務局長。

○山城 満事務局長

おはようございます。よろしくお願いたします。

議案第8号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年11月26日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

(提案理由)

沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を考慮し、所要の改正を行う必要があり、この案を提出する。

別冊の議案説明資料で詳細について説明させていただきます。

議案説明資料の1ページをお開きください。概要説明でございます。

2の提案理由の(2)沖縄県人事委員会「職員の給与等に関する報告及び勧告」がございます。給与勧告のポイントとして、月例給・ボーナスともに引上げ、月例給は3年ぶり、ボーナスは4年ぶりの引上げとなっております。

①の月例給は、公民較差0.25%を解消するため引上げ、これは初任給及び若年層に重点をおいた引上げとなっております。

②の期末・勤勉手当(ボーナス)の民間支給割合を踏まえ0.1月分引上げ、引き上げ分は、勤勉手当に配分する改定となっております。また、再任用職員は0.05月分引上げるものであります。

次に3の改正概要をご覧ください。①にあります給料表の改定を説明いたします。表記載のとおり、再任用職員以外職員で1級から5級までそれぞれ改定する

こととしております。この給料表の規定の施行期日としては、職員が令和4年4月1日、会計年度任用職員が令和5年4月1日からとなっております。

続いて、勤勉手当の支給割合の改定については、説明資料の4ページをお開きください。勤勉手当については現行の4.3月分から4.4月分に0.1月分の改定を行います。令和4年度と令和5年度以降で6月、12月期での配分方法に違いがあります。上の図をご覧ください。再任用職員以外の職員となっております。令和4年度については、12月期に対して勤勉手当を0.925月から1.025月とし、0.1月分を引き上げ、年4.4月分とします。

続いて、令和5年度以降については、6月、12月期の勤勉手当に対して、0.1月分を均等配分して改定を行い、全体で年4.4月分とするものであります。

なお、再任用職員については、下の図のとおり、0.05月分を引き上げるものとなっております。

次のページの5ページについては、これが令和4年度による条例改正の新旧対照表となっております。

表の左側が改正案、右側に現行を記載しております。

また、少し飛びますが11ページをお開きください。これが令和5年度以降の条例改正の新旧対照表となっております。

次、12ページをめくっていただきたいと思います。12ページについては、給料表等に関する条例の施行期日にかかる附則の新旧対照表となっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

議案第8号の説明は以上となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○栄野比和光議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「疑なし」の声あり)

○栄野比和光議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○栄野比和光議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第8号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**柴野比和光 議長**

異議なしと認めます。よって、議案第8号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第9号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)について議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 満事務局長。

○**山城 満事務局長**

議案第9号をお願いいたします。

議案第9号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年11月26日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)

令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,879万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年11月26日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

続きまして、2ページと3ページを併せてご覧下さい。

これは第1表の歳入歳出予算補正の2ページが歳入と3ページが歳出でございます。

歳入、歳出とも合計欄をご覧下さい。

補正前の額が32億5,948万3,000円、補正額930万9,000円の増、補正後の額32億6,879万2,000円でございます。

2ページの歳入の補正額の内訳は、2款2項使用料の補正額が9,000円の増、7

款3項雑入の補正額が930万円の増となっております。

3 ページをお開きください。歳出の補正額の内訳につきましては、1 款 1 項議会費の補正額4万円の増、2 款 1 項総務管理費の補正額899万1,000円の増、3 款 1 項清掃費の補正額27万8,000円の増となっております。

4 ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。

1 行目にあります最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事、限度額が4億6,585万円。

2 段目にあります最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事に係る設計・施工監理業務委託、限度額が1,188万円となっております。

債務負担の期間につきましては、それぞれ令和4年度から令和5年度までとなっております。

工事期間として令和5年から令和6年までの約2年間で予定し、全体の工事費として約10億円を見込んでいるところであります。

次のページをお願いいたします。

補正予算（第3号）に関する説明書の中から主なものを説明させていただきます。

説明書の3 ページをお開きください。2 枚めくっていただきまして歳入でございます。

2 款 2 項 1 目使用料の補正額9,000円の増につきましては、これは不明敷地内にある電柱に対して沖縄電力より使用許可申請があり、その使用料となっております。

次に4 ページをお願いいたします。

7 款 3 項 1 目雑入の補正額930万円の増のうち、説明欄1 の古紙類売却料217万3,000円の増につきましては、これは当初売却単価を0円で見込んでおりましたが、令和4年4月からは1 キロあたり2円と3円で売却できることになったことを受けて8月から10月までの古紙類を売却した確定分を計上しているものであります。

なお、令和4年4月から7月までの古紙類の売却確定分については、去る8月議会にて増額補正をしたところであります。

続いて、説明欄2、の売電料712万7,000円の増につきましては、令和4年4月から10月までの発電量の実績から算出したところ、当初より発電量が多く見込めることから増額するものであります。

次に、5 ページをお願いいたします。5 ページから歳出となっております。

1 款 1 項 1 目議会費の補正額4万円の増につきましては、議員報酬の増額であります。これは倉浜議員の改選前の任期満了日が9月27日でありました。北谷

町議員においては、令和4年9月28日付けで倉浜議員が選出されたことを受け、新旧双方の議員が9月に在籍していることになり、その職に就いた当月分から支給することになっている条例に基づいた新議員2名分の報酬となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の補正額899万1,000円の増となっております。2節給料13万円の増、3節職員手当等61万8,000円の増と、4節共済費29万7,000円を増のうち、説明欄1の共済組合負担金と説明欄2の共済負担金（短期組合員）の一部については、これは主に沖縄県人事委員会勧告による補正に伴うものであります。

また、4節共済費の説明欄2の共済組合負担金（短期組合員）の一部と、説明欄3、4については、非常勤と職員の保険制度の一部移行に伴うものでございます。

続きまして、24節積立金の794万6,000円の増につきましては、補正の歳入歳出財源調整によるものであります。

次の7ページをお願いいたします。

3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の補正額は1,246万9,000円の増となっております。2節給料、3節職員手当等、4節共済費の各々の増については、沖縄県人事委員会勧告の改正と非常勤職員保険制度の一部移行によるものであります。

また、10節需用費1,509万1,000円の増につきましては、熱回収施設の焼却炉1号炉、2号炉で液化酸素及び灯油の使用量が増加したことに加えて購入単価の上昇も重なったことが要因となっております。

続きまして、12節委託料317万7,000円の減については、説明欄1の電気設備保守点検業務委託から8のごみ焼却施設精密機能検査業務委託までの契約差額となっております。

次に、最後のページになります。8ページをお願いいたします。

3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）の補正額が175万9,000円の減となっており、2節給料、3節職員手当等、こちらも沖縄県人事委員会勧告による改正に伴う増となっております。4節共済費が非常勤職員の保険制度の一部移行に伴う減となっております。

また、12節委託料の207万8,000円の減につきましては、古紙類が有償で売却できたことを受けて、委託して古紙類を処理することがなくなったことから令和4年8月から10月までの委託料を減額しております。これも4月から7月分については、去る8月議会にて減額補正をしたところであります。

次に同じ8ページの3款1項3目最終処分場費の補正額189万7,000円の増とな

っております。2節給料、3節職員手当等、4節共済費の増が沖縄県人事委員会勧告の改正に伴うものでございます。

また、10節需用費175万6,000円の増につきましては、浸出水処理施設内の電気料金の単価上昇分を増額しているものであります。

次に、3款1項4目し尿処理場費の補正額1,232万9,000円の減となっております。3節職員手当等、4節共済費の増が沖縄県人事委員会勧告の改正に伴うものであります。

最後であります。次に、10節の需用費、光熱費1,239万円の減について説明いたします。これは宜野湾清水苑の旧施設においては、令和4年度から解体工事を行っておりますが、組合ではその解体工事の事前作業として旧施設の消化層を始め各設備に堆積している汚泥の処理を行ってまいりました。当初、解体工事を着手するまでに処理しきれなかった場合に引き続き旧施設での汚泥処理作業を行うことを想定し、それに係る光熱水費を計上してまいりましたが、施設解体に影響なく汚泥処理作業が完了したことを受けて、その光熱水費の501万5,000円と、また、令和4年度4月から稼働しております新設の宜野湾清水苑の光熱水費が当初見込みにてその計上をしておりました。この稼働実績から算出した結果、737万5,000円を減額できたところであります。その2つの光熱水費を合わせた1,239万円を今回減額するものであります。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○栄野比和光議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○栄野比和光議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第9号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○栄野比和光議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第9号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○栄野比和光議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般

会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩（午前10時22分）

再開（午前10時22分）

○栄野比和光議長

再開いたします。

お諮りいたします。本臨時会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時26分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和4年度第4回倉浜衛生施設組合議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

閉会（午前10時27分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年 3 月 22 日

議

長

米野 北和光

会議録署名議員

上地 崇

会議録署名議員

宮城 政司